

〈特集 J. R. コモンズの制度経済学の現代的展開〉

## J. R. コモンズの T. ヴェブレン論

——その無形資産と「のれん」を中心に——<sup>1)</sup>

塚 本 隆 夫<sup>2)</sup>

### I はしがき

本稿の目的は、J. R. コモンズ（John Rogers Commons, 1862-1945）による「T. ヴェブレン論」の検討を通じて、コモンズの基礎をなす「所有権」と“good-will”とはどのようなものであるかを明らかにする点にある。独占段階に到達したアメリカ資本主義が産み出す問題を、コモンズは「適正価値」（reasonable value）の理論をもって、解決を試みようとした。それゆえにこの検討は、コモンズが資本主義体制の枠組みのなかでの調整を目指す「制度設計」を指向していたことを明らかにするものである。

そこで本稿は、コモンズの『制度経済学』<sup>3)</sup>

（*Institutional Economics*, 1934）のなかでも T. ヴェブレン（Thorstein B. Veblen, 1857-1929）を集中的に論じている「第10章 適正価値」（“Reasonable Value”）で展開された「ヴェブレン論」<sup>4)</sup>を検討する。このなかでコモンズは、現代の所有権の対象が「無形資産」ととし、ここから現代の大企業に格差利益をもたらす「のれん」（good-will）が生じている、と主張する。さらにコモンズは、何故にヴェブレンが「適正価値」の理論を展開できなかったのかを明らかにする。とはいえ、コモンズの「ヴェブレン論」は、ヴェブレンを批判することが目的ではない。コモンズはヴェブレンを通して、自説を展開している。ここにコモンズのヴェブレン論の特徴がある。

コモンズは、ヴェブレンと同じように、経済行動が文化のなかに埋め込まれており、それゆえに経済学が文化科学の一領域であると認識していた<sup>5)</sup>。「文化」は「制度の束」とであるとされた。かくして両者は、制度の進化過程の究明に取り組むことになった。

ヴェブレンは、ダーウィンの進化論を自己の経済学に取り入れ、独自の「進化論的経済学」（evolutionary economics）を提唱した<sup>6)</sup>。ヴェブレンは、制度を「製作本能」（instinct of

1) 本稿は、第17回進化経済学会大会（於中央大学）のシンポジウム「J. R. コモンズ『制度経済学』の現代的展開(2)」(座長 中原隆幸, 阪南大学)での報告稿を大幅に加筆・修正したものである。シンポジウムでの討議を通じ、多くの貴重な示唆を得たことを、併せて記す。その報告稿は、『進化経済学論集第17集』(CD)およびURL: [http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~jafef/papers/Tsukamoto\\_Takao2.pdf](http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~jafef/papers/Tsukamoto_Takao2.pdf), (2013年3月25日現在)に掲載されている。また、コモンズの『制度経済学』の翻訳については、加藤浩司氏(京都大学大学院生)と宇仁宏幸氏(京都大学)から多大な支援を受けたことを、記して感謝する。とはいえ本稿の責任は、全て筆者にあることはいうまでもない。

2) 塚本隆夫, 日本大学経済学部教授, [tsukamoto.takao@nihon-u.ac.jp](mailto:tsukamoto.takao@nihon-u.ac.jp)

3) Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Macmillan Company, 1934.

4) “Chapter X Reasonable Value, I. Veblen,” pp. 649-677.

5) 拙稿「T. ヴェブレンの文化概念—M. ワトキンスの所説を中心として—」『経済集志』(日本大学経済学部創設80周年記念論文集)日本大学経済学部, 第54巻第3号, 1984年, 135-148ページ。

workmanship) が自己汚染の繰り返しを重ねながら自己を展開して行く過程として捉え、制度の変化が無目的論的累積過程であると主張した。ヴェブレンは、独占段階に到達したアメリカ資本主義を、科学技術の展開に基づく生産の効率を追求する「産業」と、私有財産制に基づく私的な金銭的利得を追求する「営利企業」との二つの体制の矛盾を内包した複合体として把握した。産業は営利のために営まれている、とヴェブレンは認識した。ヴェブレンはこの見方を進め、アメリカ資本主義における営利企業体制の崩壊を論じるまでに至った。ヴェブレンは、『営利企業の理論』<sup>7)</sup> (*The Theory of Business Enterprise*, 1904) で、「現代は営利企業の時代である」<sup>8)</sup> との認識を明示している<sup>9)</sup>。

一方、コモンズは、独占段階に到達したアメリカ資本主義を、「銀行家資本主義」の段階とした。この段階に到達した経済組織としての「ゴーイング・コンサーン」(going concern)

は、生産の組織たる「ゴーイング・プラント」(going plant) と、営利を追求する「ゴーイング・ビジネス」(going business) との食い違いから、問題を産み出す<sup>10)</sup>。このゴーイング・コンサーンの行動に秩序をもたらすものが「ワーキング・ルール」(working rules) であり、これがコモンズのいう「制度」ともいえるものである。この二つの異なる面を持つコンサーン (concern) が産み出す問題を、資本主義の枠組みのなかでどのようにして調整し、「適正な」(reasonable) ものにするのか、コモンズの主要な関心となった。

コモンズによればこうした集団行動は、競争的市場の価格調整メカニズムに必ずしも服するとは限らない。集団間の利害の衝突は、司法によって調整される必要があった。だが新たな状況下で発生する利害の衝突は、既存の法体系の枠組みで収まるものではなかった。そこでコモンズは、こうした集団間の利害の衝突が、これ

6) 拙稿「ソースタイン・ヴェブレンの進化論的経済学の継承—M. ラザフォードの所説にそって—」『経済集志』日本大学経済学部、第71巻第3号、2001年、545-564ページ。

7) Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise*, Augustus M. Kelley Publishers, Clifton, 1973, original 1904. [小原敬士訳『企業の理論』勁草書房、1965年。]

8) Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise*, p. 2. [『企業の理論』6ページ。] なお本稿では邦訳書も示しているが、本稿の訳文は、必ずしも邦訳書に従うものではない。

9) ヴェブレンによれば、「近代文明の物質的外枠は、産業体制であり、この外枠に生氣を与える (animates) 指導力は営利企業である。……このような近代的経済組織がいわゆる『資本主義体制』もしくは『近代的産業体制』である。その特徴的様相なり、また同時に、この経済組織がそれによって近代文化を支配している諸力なりは、機械過程 (machine process) と利潤のための投資 (investment for a profit) である」。Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise*, p. 1. [『企業の理論』5ページ。]

10) 藻利重隆は、「企業」が“going concern”であり、そこには「営利原則」が貫徹しているとし、次のように主張する。「われわれは、利潤率の持続的極大化こそが、営利原則の要請であると解すべきであろう。そしてそれは企業が、実践的・展開的考察においては、無限持続的存在として理解されなければならないことによるのである。こうした無限持続性こそが、継続事業体 (going concern) である企業の特徴として把握されるべきであろう。そしてこのことは、経済社会において企業を無限持続的に維持してゆくところに、営利原則の本質的要請があることを意味するものと解せざるをえないのである。そこで、営利原則に指導される企業活動の本質は、まさに企業維持活動にあると解されうるのである。企業維持活動をはなれて企業の営利活動はありえないというべきであり、したがって営利原則はまさに企業維持原則 (das Prinzip der Unternehmenserhaltung) にほかならないわけである。……少なくとも、われわれが問題とする企業は、有限企業ではなくて無限持続の事業体であり、無限企業をなすのである。」藻利重隆『経営学の基礎 [新訂版]』東京森山書店、1973年、388ページ (力点は藻利)。

までどのようにして裁判所の判決・判例ならびに法によって一応の解決を見てきたのか探る。この作業を通じ、いかにして適正な行動を法によって産み出すことができるかに関心を寄せた。これがコモンズをして「法」と「経済学」とを結びつける所以である。

コモンズは、ヴェブレンと同様に独占段階のアメリカ資本主義を「二分法」的に捉えながらも、異なる見解を示した。コモンズは、ダーウィンの進化論的視点を自己の経済学に摂取するとしても、ヴェブレンの選択は自然選択の理論であり、自己のそれは人為選択の理論である、と主張するに至った。ここに「制度設計」を指向するコモンズの特徴が浮かび上がる。

コモンズやその制度経済学をめぐる研究は、これまでアメリカでは W. C. ミッチェル (Wesley Clair Mitchell, 1874-1948) をはじめ J. ドーフマン (Joseph Dorfman), A. G. グルーチャー (Allan G. Gruchy), またわが国では、伊藤文雄、小原敬士、佐々木見、佐々野謙治、田中敏弘、高哲男、高橋真悟、加藤健、齋藤宏之、宇仁宏幸、中原隆幸<sup>11)</sup> をはじめとする研究者たちによって取り上げられてきた。こうした研究成果を踏まえ、ヴェブレンとコモンズを論じれば、次のようにまとめられよう。

ヴェブレンは経済活動を、生産を中心に捉えた「産業」と、営利を中心にした「企業」との「二分法」とする見方を展開した。ヴェブレンが示した「産業」と「企業」による資本主義分析の手法は、W. C. ミッチェルによって「ものづくり」(making goods)と「金づくり」(making money)として継承され、さらにコモンズの手によって生産の組織たる「ゴーイング・プラント」と、営利を追求する「ゴーイング・ビジネス」として展開されている、というものである。

このような解釈・解説は一見すると、制度派経済学の展開が、ヴェブレンからミッチェル、そしてコモンズへと極めてスムーズに受け継がれて行った、かのような印象を与える<sup>12)</sup>。

しかしミッチェルは、ヴェブレンの経済学が思弁的であり、実証の根拠を欠いている、と批判している。またコモンズは、ヴェブレンの進化思想を取り上げ、ヴェブレンのダーウィン主義は自然選択の理論であり、コモンズのそれは人為選択の理論であるとし、ヴェブレンの見解に異議を表明している。こうした点を見る限り、ヴェブレン以降の制度派経済学の展開の基礎を築いたといわれるミッチェルとコモンズを

- 
- 11) Mitchell, W. C., *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, vol. II, ed. by Dorfman, J., New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969; Dorfman, J., *The Economic Mind in American Civilization*, Vol. 5, New York, Viking Press, 1959; Gruchy, A. G., *Modern Economic Thought: The American Contribution*, Augustus M. Kelley, 1967; 伊藤文雄『コモンズ研究—産業民主主義への道—』同文館, 1975 年。小原敬士『アメリカ経済思想の潮流』勁草書房, 1951 年。佐々木見『制度主義者たちと古典派経済理論』東洋経済新報社, 1982 年。佐々野謙治『アメリカ制度学派研究序説—ヴェブレンとミッチェル, コモンズ—』創言社, 1982 年。田中敏弘『アメリカの経済思想—建国期から現代まで—』名古屋大学出版会, 2002 年。高哲男「コモンズの経済思想とニューディール」(田中敏弘編著『アメリカ人の経済思想—その歴史的展開—』日本経済評論社, 1999 年) 163-183 ページ。高橋真悟「J. R. コモンズのゴーイング・コンサーン論」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』一橋大学社会科学古典資料センター, 30 号, 2010 年, 19-31 ページ。加藤健「J. R. コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル」『経済学史研究』経済学史学会, 第 48 巻第 1 号, 2006 年 6 月, 32-45 ページ。齋藤宏之「J. R. コモンズ経済思想の源泉」『経済集志』日本大学経済学部, 第 80 巻第 4 号, 2011 年, 351-362 ページ。宇仁宏幸「コモンズの取引概念の形成—交渉取引と管理取引との複合性を中心に—」『進化経済学論集 第 17 集』進化経済学会, 2013 年 3 月。中原隆幸「レギュレーション理論とコンヴァンション理論—J. R. コモンズ『制度経済学』を介した異端派経済学諸派の邂逅—」『進化経済学論集 第 17 集』進化経済学会, 2013 年 3 月。

見ても、ヴェブレンの経済学をそのまま「継承」している、とは言い難い面がある。

取り分けヴェブレンの経済学が、ミッチェルとコモنزのそれと大きく異なる点は、その「人間性の概念」(the concept of human nature)である。ヴェブレンの進化論的経済学の核となる「製作本能」が、両者によって引き継がれていない。ヴェブレンが主張する「製作本能」とは、合理性を求める人間の基本的性癖を内包している概念である。ヴェブレンに従えば、製作本能は、本来の発現形態として合理性を求める。この本能が好奇本能と結びつくと科学技術を進展させる推進力として作用する。また親性本能と結びつくと集団社会全体の福祉を高めようとする。しかし製作本能は、自己を発現しようとして自らを汚染し、略奪本能として自己否定的展開をなす。この分析の枠組みから、ヴェブレンは、人間社会の歴史的発展過程を、無目的論的累積的变化の過程として描きだしている。

ヴェブレンの進化論的経済学は、製作本能が自己汚染<sup>13)</sup>(self-contamination)を繰り返す展開過程として描かれている、ともいえよう。この観点から見ればヴェブレンの経済学は、あたかも弁証法的色彩を伴っているかのようである<sup>14)</sup>。

とはいえコモنزとは、本書においてヴェブレンを通して、自己の「適正価値」の理論を展開しようとする。コモنزのヴェブレン論の要旨は、次のような論点からなっている。(1)ヴェブレンが無形資本の概念を展開したことを高く評価する。(2)ヴェブレンの進化論が「自然選択」の立場であり、制度を人為的に望ましいものへと改善しようとする立場ではないとし、コモنزの「人為選択」の有効性を主張する。(3)ヴェブレンの「のれん」(good-will)の概念の有効性を評価する。コモنزは、(4)ヴェブレンの「製作本能論」の展開過程が、コモنزの「管理取引」の展開過程と代替可能である、と主張する。そして(5)何故にヴェブレンが「適正価値の理論」に到達できなかったのかを示す。かくしてコモنزは、現代のアメリカ資本主義体制のもとでの集団行動を分析する有効な手法として「集団行動」、「継続活動体」(“going concern”)、裁判所の提示に基づく「適正価値」(reasonable value)の議論を示すに至る。

ではコモنزの主張を順次見て行こう。

12) ヴェブレンとミッチェルは、シカゴ大学で「師弟」関係にあった。しかしヴェブレンとコモنزとの直接的交流は、希薄であった。ヴェブレン研究家のJ. ドーフマンは、その著 *Thorstein Veblen and his America*, Augustus M. Kelley Publishers, 1972. [八木甫訳『ヴェブレン—その人と時代—』ホルト・サウンダース・ジャパン, 1985年]のなかでコモنزに言及しているのは、わずか4か所である。しかもヴェブレンとコモنزの学問的交流については、何ら言及していない。

13) Veblen, T., *The Instinct of Workmanship: And the State of the Industrial Arts*, New York, Augustus M. Kelley, Booksellers, 1964, original 1914. [松尾博訳『ヴェブレン 経済的文明論—職人技能と産業技術の発展—』ミネルヴァ書房, 1997年。]

14) J. S. ギャムズ (John S. Gambs) によれば、ヴェブレンの方法は「ヘーゲルの弁証法のようなものを用いている」。Gambs, J. S., *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional Economics*, Westport, Connecticut, Greenwood Press, Publishers, 1976, original 1946, p. 60. [佐々木見監訳『需給を超えて—制度派経済学の再評価—』多賀出版, 1988年, 86ページ。]

ヴェブレンの弁証法については、以下のものを参照されたい。

佐々木見『経済学の方法論—ヴェブレンとマルクス—』東洋経済新報社, 1967年。佐々野謙治『アメリカ制度学派研究序説—ヴェブレンとミッチェル, コモنز—』創言社, 1982年。同『ヴェブレンと制度派経済学』ナカニシヤ出版, 2003年。

## Ⅱ ヴェブレンと無形財産

### 1 ヴェブレンと裁判所の「無形財産」

コモンズは、ヴェブレンの貢献が「無形財産」(intangible property)の把握にあった、と評価する。というのもそれまでは所有の対象となり代価の支払いに値する財産とは、有形な財だけがその認識対象となっているに過ぎなかった。無形財産が所有権の対象であり、しかも代価の支払いに値するものとは、認識されていなかった。

無形財産が経済的価値を持つという認識は、課税対象額の算定や、民間企業を公営化するために買い上げ価格を評価する際の裁判を通じ、裁判所によって認定され始めていた。

コモンズは、現代の無形財産 (the modern intangible property) についての考え方をめぐり、1890 年以降に二つの異なる理論が展開してきた、と主張することから議論を始める。その一つは、ヴェブレンが 1904 年の『営利企業の理論』で展開した「搾取の理論」<sup>15)</sup> (the exploitation theory) である (p. 649<sup>16)</sup>)。もう一つは、裁判所の「適正価値の理論」(the reasonable value of the courts) である。この二つの理論

は、共に将来利益をもたらす取引の現在価値として財産を捉えるという新しい考え方であった。ヴェブレンは、この考えを 1904 年の『営利企業の理論』のなかで展開した。裁判所の考え方は、1890 年以降の最高裁判所の判決に見られる。

コモンズは、裁判所が下した判決から、無形財産が代価の支払いに値するという認識がどのようにして形成されてきたかを探る。カーネギー (Andrew Carnegie) の U. S. スティール の事例や、州政府が鉄道会社への課税対象額をどのような根拠に基づいて評価したのかをめぐる訴訟事件の判決を検討する。こうした判決から見えてくるのは、これまで財産として認識されていなかった「無形のモノ」が「無形財産」として、その経済的価値が認識されるようになった経過である。つまり課税対象と評価されたものは、当該企業の生産施設である有形資本を再び建設する費用ともいえる再建費用と、それ以外の「何か」からなっていた。その「何か」こそが「無形財産」であった。「無形財産は、ゴーイング・コンサーンとして株式会社 (corporation) の期待収益力に基づく株券や債券からなる市場価値の総額である」(p. 652) と認識された。

コモンズに従えば、ヴェブレンは「無形財産」をきちんと理解し、搾取 (exploitation) された価値、あるいは『強奪』(“holed-up”) された価値に他ならない (p. 650) と認識した。ヴェブレンの主張によれば、無形資本の価値は、期待収益力に基づいているから、文字通り「金銭的」(“pecuniary”) 価値だけしかなく、「産業的」(“industrial”) 価値はない。このヴェブレンの主張は、伝統的な経済学の主張と比較すれば、一層明確になる。伝統的経済学では、資本の価

15) W. C. ミッチェルは、無形財産をめぐるヴェブレンとコモンズの違いを次のように述べる。

「結局、ヴェブレンの無形財産についての観念は、最後にはマルクスの『強奪と搾取』(“extortion and exploitation”) に帰着した」。コモンズの「無形財産についての考え方は、適正価値についてのコモン・ローの考え方という結論になった」。Mitchell, W. C., *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, ed. by Joseph Dorfman, Vol. II, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969, p. 722.

ミッチェルのヴェブレン論とコモンズ論については、田中敏弘「W. C. ミッチェルによる制度主義経済学史について」(『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会, 第 66 巻第 3 号, 2012 年 12 月, 1-32 ページ) から、多くを教えられたことを記す。

16) 以下本稿において特別の断りがなくページ数が記されている場合、Commons, J. R., *Institutional Economics* のページ数を示している。

値を、生産施設や商品を再度入手するための費用として捉えている。つまり有形財としてのみ把握していたに過ぎない。だからコモンズは、ヴェブレンが現代における無形財産の基本的な考え方を最初に築き上げた人物である、と高く評価する。

しかしコモンズは、ヴェブレンが最高裁判所の判決を研究しなかったとして、その限界を指摘する。

無形財産についての裁判所の認識は、ヴェブレンの主張に沿うものであった。だが裁判所は、公共目的に適う課税の平等性の見地から、無形財産の経済価値を、適正な (reasonable) 収益率に基づく「適正価値」として評価する判決を下していた (p. 652)。かくして無形財産をめぐり、ヴェブレンはこれを「搾取理論」とし、他方裁判所は「適正価値の理論」に至った (p. 653)。「ヴェブレンが搾取の理論という結論に至ったのは、何の前触れもなくある著作〔『営利企業の理論』(1904年)〕のなかであった。これに対し裁判所がその適正価値の理論に到達したのは、法廷で裁判官が代わるごとに、調査が行われ、失敗や修正という経験を積み重ねてのことであった」(pp. 653-654)。

## 2 ヴェブレンのプラグマティズム論と搾取理論

コモンズは、無形財産をめぐるヴェブレンと裁判所の結論がなぜ相違するのかを問う。ヴェブレンは「科学」の見地から「無形財産」を捉え、そこには「目的」が排除されていた。他方、裁判所が抱いた考え方とは、公共目的という見地から「無形財産」を捉えるというものであった。これは裁判所が抱いた「社会の真理」であり、裁判所の判決が社会にとっての真理である「科学」たりうるならば、その判決に基づく制度は公共目的に沿わせねばならないというものであった。

コモンズに従えば、ヴェブレンの「科学概念」(conception of a science) は、物理学では伝統

的な科学観であった。事実を研究する際に目的を排除するのは、物理学にとっては伝統であり、いつものことであった。ヴェブレンが科学の領域から目的を排除するのは、ヴェブレン独自のプラグマティズム (Pragmatism) の解釈の仕方に起因する<sup>17)</sup>。ジェームズ (William James) はプラグマティズムを個人心理学に当て嵌めた。デューイ (John Dewey) は、社会心理学に当て嵌めた。ジェームズもデューイも、プラグマティズムの目的が人間科学にとって主要な問題である、と認識した。ジェームズもデューイも共に「目的」を内包するがゆえに、目的の排除を主張するパース (Charles Sanders Peirce) とヴェブレンから拒絶された。ヴェブレンは、科学とは「事実即ち事柄」についての科学 (“matter-of-fact” science) であると考えた。目的やアニミズムを排除し、変化が連続する「過程」 (“process”) という考え方だけを科学として取り入れた。だから最終到達点へと向かう因果関係、つまり目的論的因果関係は排除される。現代の科学技術 (modern technology) と同様に、現代の科学はこの妥当性の検証を受ける。これがヴェブレンの科学論である、とコモンズは主張する。

だからもしヴェブレンが正しいとすれば、科学は物理学だけになる、とコモンズは論難する。「人間性についての科学」 (science of human nature) というものはあり得ないことになってしまう。ヴェブレンがいうプラグマティズムとは「ご都合主義の行動原理」を創り出すだけの

17) コモンズは、ヴェブレンのプラグマティズム解釈に欠陥があるとして、次のように論じる。

「ヴェブレンはパースのプラグマティズムを知らなかったようである。パースのプラグマティズムは、物理学を扱うだけのものであった。だからヴェブレンは、裁判所のプラグマティズムも知らなかったようである。この裁判所のプラグマティズムは、デューイの所説により近いものであった。」 Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 654.

世俗の知恵であり、科学の精神とは相容れないものとされる、とコモنزは解釈する (p. 654)<sup>18)</sup>。

しかしコモنزは、プラグマティズムを「世俗の知恵」とするのは、まさにヴェブレンの制度分析であった、と論じる。ヴェブレンは、「世俗の知恵」に基づく行動を「プラグマティズム」として整理することで、それが制度に基づく行動の明確な形態であることを描いた。

コモنزは、ヴェブレンが問題とした曖昧な人間性の概念が、「取引」や「ワーキング・ルール」の概念を使えば手短に収まる、と主張する。というのも、集団行動は個人が行う取引をコントロールする。ここに継続活動体としてのゴーイング・コンサーンの行為準則であるワーキング・ルールおよび取引という分析の枠組みが提示できるからである。法制度の下ではそれらは、適正価値や法に基づく適正手続の理論となる。利害の衝突は、公共の利益の観点からルールが作られ、裁判所が判断を下す。ヴェブレンは、こうした法制度による規制がない時代の資本主義の下での取引から理論を構築した。このためヴェブレンの制度主義は、資本家による搾取の理論となった。

ヴェブレンのプラグマティズム論の検討を通じて、プラグマティズムには探求の方法という科学観としての意味と、人間行動を科学するというプラグマティズムを適応する意味、という二つの意味があることを、コモنزは明らかにする。

コモنزは次のように主張する。人間行動の科学となれば、そこには未来志向と目的を持った動機とが常に問題となる。かくして個人行動をコントロールしている集団行動のすべてにつ

いて総合した概念を結集することが必要となる。このなかにヴェブレンの搾取理論も取り込まれる。ワーキング・ルールもゴーイング・コンサーンも科学の方法としてのプラグマティズムに即して研究ができる。さらに裁判所が判決を導き出す過程、つまり適正価値の意味内容が変化して行く過程を追求するなかで、「事実」に即した事柄」として研究できる。習慣やゴーイング・コンサーンを含む集団行動のルールが変化し、それに伴って社会哲学も変化する。この変化の内に、経済学が進化して行く過程が見て取れる。ヴェブレンは正統派の経済学者が進化論的経済理論<sup>19)</sup>を展開できなかった理由を、人間性の概念が誤っているからであるとした。その誤った人間性の概念は、J. ベンサム (Jeremy Bentham) が提示したものであった。

かくしてコモنزは、「経済学の主題を個人からなる取引と集団行動からなるゴーイング・コンサーンとすることで、その誤った概念を回避する」(p. 656)と主張する。

### Ⅲ ヴェブレンの製作本能論

#### 1 ヴェブレンのダーウィン主義と製作本能

コモنزは、マルクスを引き合いに出しながら、ヴェブレンのダーウィン主義の特質を究明し、コモنز自身のダーウィン主義の妥当性を問う。

ヴェブレンは、正統派経済学が描く「人間性の概念」をめぐる批判を展開している。正統派経済学が想定する人間性の概念は、快楽主義的かつ受動的な人間像である。これはベンサムの快楽主義的人間観に基づいている。コモنز

18) コモンズは、この主張をヴェブレンの論文“The Place of Science in Modern Civilization”を引用しながら展開している。Cf., Veblen, T., *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays*, New York, Russell & Russell, 1919, pp. 17-18.

19) コモンズに従えば、「進化論的経済学の理論は、集団のルールが変化するなかにこそ見いだされる。こうした集団行動のルールは、習慣やゴーイング・コンサーンを含んでいるし、加えてあらゆる種類の社会哲学も含んでいる」。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 656.

は、取引と集団行動であるゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールと適正価値を導入すれば、この誤った人間性の概念を回避できると主張する。コモンズの主張を追って行こう。

これまでは、モノを物質概念としてだけしか捉えることができなかった。しかしコモンズによれば、ヴェブレンは「製作本能」という概念を用いることで、非物質的な概念を含む内容へと進化させた。これは、近年の資本の取り扱いを考えるに相応しいものである。つまり物質とその所有権をめぐる問題である。ヴェブレンが製作「本能」として扱ったモノは、コモンズがいう管理取引 (managerial transaction) が産み出した「慣習と法」(custom and law) である。管理取引の慣習と法は、商品生産に秩序をもたらす。だからこの慣習と法は、「無印章契約」<sup>20)</sup> (quantum meruit) や「提供役務相当金額の請求」(quantum meruit) の法的理論の根拠でもある。それは、衡平法<sup>21)</sup> (equity law) に基づき、財産所有者が相手の行動を支配する権利を持っていることを示している。

コモンズによれば、物質とその物質の所有権とを分ける考え方をマルクス (Karl Marx) が既にしていたと、ヴェブレンは認識していた。マルクスの思考は、一つにはヘーゲル弁証法に基づき、もう一つには自然権と自然的自由に基づいている、とヴェブレンは看做した。ここに目的論的性格が見出せる。だからマルクスが描いた図式は、前ダーウィン主義のものとなる。

ヴェブレンが目指す「ダーウィン主義の進化」には、予め運命づけられた目的 (foreordained end) はない。そこにあるのは因果関係の連続だけである。しかもその連続には、いかなる傾向もなければ、いかなる終末もないし、いかな

る完成もない。それは『盲目的で累積的な因果関係』である」(p. 657)。多様性 (variability) はダーウィン主義に基づく進化の考え方である。ヴェブレンは、こうした多様性を、目的がない単なる過程として解き明かそうと努めた。

しかしダーウィンの進化論にある多様性には、二種類の「選択」(selection) が働く。自然選択と人為選択である。コモンズのそれは「人為選択の理論である。ヴェブレンのそれは自然選択である」(p. 657)。

コモンズに従えば、ヴェブレンは、「過程」(Process) という考え方を提起した。そこには確かめることができるような行き先などは存在しない。ヴェブレンは、マルクスが予め運命づけられた進化という前ダーウィン主義の概念を抱いていると批判した。この点でヴェブレンは正しい、とコモンズは主張する。この批判を通してヴェブレンは、ダーウィン主義の「過程」という考え方に基づいて無形財産の分析を展開した。有体財産 (corporeal property) 自体は、購買力や販売力とは関係しない。無形財産と

21) 「コモン・ロー」(Common Law) 並びに「エクイティー・ロー」(Equity Law: 衡平法) について簡単に説明する。両者は共に英米における判例法であり、慣習法である。その法解釈は判事の良識に委ねられている。事件を慣習に従って解決する場合に、その「法」が慣習法であると明記されていなければ、法的根拠をもたない判決・決定とされる。

Equity Law (衡平法) が、特定の地方の特定の慣習に基づき、事件を個別に取り扱うのに対し、コモン・ローは、国全体に広く行き渡っている一般的慣習に基づいて、王立裁判所が事件を判断する。その判決は、コモン・ローの法的根拠となり、重視される。

従ってコモン・ローと Equity Law を比べれば、Equity Law は個々の事件の特殊性に即し、状況変化への対応が速やかになされ、事件の解決が促される。いわば Equity Law は、コモン・ローが状況変化に対応しきれていない場合、これを補足する、ともいえる。Equity という名称は、その起源が不動産を巡る争いから成立したことに由来する。

20) 口頭だけの契約でも有効とするものである。この契約が破棄されたり、これによって損害が発生した場合、その損害賠償を求めるコモン・ローの訴訟形式をいう。引き受け訴訟ともいう。

は、購買、販売、借入、貸付を通じて財産権が持つ金銭的価値を増大して行く過程それ自体である。これは金銭的過程である。こうしてヴェブレンは、物質としての富を規則正しく創造する過程を、金銭的過程に代えることとなった。コモンズは、「この過程を『管理取引』が期待通りに整然と繰り返されている、と呼ぶ。ヴェブレンは、この過程を『製作本能』と呼ぶ」(p. 658)。

コモンズによれば、ヴェブレンはテイラー (Frederic Taylor) の科学的管理論<sup>22)</sup>を既に知っていた。ヴェブレンはこの考え方に反発し、製作者の理念を構築した。この理念に従えば、肉体労働者であろうと、科学者であろうと、経営者であろうと、製作 (workmanship) [本能] が作り上げた伝統的行動様式を申し分なく推し進める。ヴェブレンは、資本主義的所有権がもたらす妨害をもちとわず、富の生産に係わる人たちの知識、科学、技巧、習慣や慣習についての進化理論を作り上げようとした。そこでは技術者が先導するのだが<sup>23)</sup>、製作本能によって知識がどのように適用され、習慣がどのように獲得されるのかが、経済学の主題となる。「この点で、ヴェブレンは全く正しい」(p. 659) とコモンズはヴェブレンに賛同する。

というのもコモンズに従えば、ヴェブレン以前の経済学者が取り扱ったのは物的財貨であり、単なる使用価値に過ぎない。それらは産み

出されては消費され、また産み出されては消費される。だから絶えず生産を繰り返し、再生される。これは、回転率であるターンオーバー (a turnover) という用語を意味している、とコモンズは指摘する。コモンズの用語法に従えば、これは「管理取引」に相当する。物的財貨を新たに作り出す真の要因は、知識、習慣、発明である。これらは教育、伝統、経験、実験の繰り返し、複雑な事柄を体系的に詳細かつ徹底的に調べることを通じて何世代もかかって展開してきた人間の能力である。このことをヴェブレンは分かり易く「科学技術」(technology) と呼んだ。これは「事実即した事柄についての知識」(the matter-of-fact knowledge) である。これは社会が受け継ぎ、伝えてきた知識であるから、ヴェブレンは「産業の非物質的設備、社会の無形資産」<sup>24)</sup> (p. 660) であるとした。

何が受け継がれ伝わるかは、「問題となる本能が、それに価値があると判断」するか否かにかっている。「価値があると[本能が]判断した客観的な目的は、意識的に追及される」<sup>25)</sup> (p. 660)。

そこでコモンズは、ヴェブレンを引用しながら、ヴェブレンの「本能」(instinct) と「慣習」(custom) との関係を解き明かそうとする。

コモンズに従えば、ヴェブレンがいう「本能」は、決定や選択に至るまでの人間の意志の働き (human volitions) を含んでいる<sup>26)</sup>。ヴェブレン自身も主張するように本能は、「過去からの伝統に係わる事柄であり、過去の世代の経験を

22) コモンズはテイラーの科学的管理論を次のように説明する。「これまで技術者が測定の対象と考えるのは、機械類に限られていた。この考えを労働に適用した」(p. 659) のものがテイラーの科学的管理論である。

23) この考え方に基づきヴェブレンは、『技術者と価格体系』(*The Engineers and the Price System*, The Viking Press, 1921.) [小原敬士訳『技術者と価格体制』(社会科学ゼミナール 29) 未来社, 1962 年。)を著し、テクノクラシーの先駆者となった、とも評されることがある。

24) Veblen, T., "On the Nature of Capital," in *The Place of Science*, p. 330.

25) Veblen, T., *The Instinct of Workmanship*, p. 5. [『ヴェブレン 経済的文明論』6 ページ。]

26) 思慮が足りていないか欠けている行動をもたらすものは、「向性」("tropism") や「向性的行動」("tropismatic activity") であり、「本能」とは区別される。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 660.

通じて蓄積された思考習慣 (habits of thought) からなる遺産」であり、「因習という道筋を辿り、習慣や規範という一貫性を獲得して、それで制度という特質と力を持つようになっている」<sup>27)</sup>。かくして今や習慣となった (accustomed) 行動様式や思考様式は、社会の因習が正当であると認めることで、正当性と適切性を与えられ、行為の指導原理となる。だからヴェブレンのいう本能は、遺伝というよりも教育されてできたものである。それゆえコモنزは、ヴェブレンの「本能」が実際は「社会的慣習」(custom) である、と主張する。

だからヴェブレンの「製作本能」<sup>28)</sup> は、「製作の慣習」(the custom of workmanship) と呼ぶべきである、とコモنزは主張する。ヴェブレンは、製作本能が、他のすべての性向 (proclivities) に広まると主張した。というのも製作本能は、「何らかの究極の目的を達成するために方法や手段が適合しているか否かの判断をする感覚 (sense)」(p. 660) だからである。だからヴェブレンは、「この〔製作〕本能は、目的を持ち続けることに係わる」<sup>29)</sup> と主張するに至っ

た。コモنزは、このようにしてヴェブレンが目的を製作本能に導入するはめになった、と主張する。それゆえヴェブレンのダーウィン主義は、「自然選択」から「人為選択」へと変わらざるを得ない、とコモنزは主張するに至る (p. 661)。

## 2 ヴェブレンのゴーイング・コンサーンと資本概念

コモنزは、次にヴェブレンのゴーイング・コンサーンの概念を検討する。コモنزの主張を追ってみよう。

ヴェブレンのゴーイング・コンサーンの概念は、物的資本概念を進化論的過程の概念として展開するので、製作本能の概念がこれを補助する。しかしヴェブレンのゴーイング・コンサーンは、コモنزの観点からすれば、生産技術としてのゴーイング・プラントに当たる。むしろゴーイング・プラントというべきヴェブレンのゴーイング・コンサーンは、原材料、機械、建物を「回転させる」というターンオーバーを意味している。このターンオーバーの過程で監督、専門家、職長、労働者からなる組織がそれらを操作し、補修しながら、使用価値を生産する。ヴェブレンは生産現場で製作本能がどのように組織されているのかに注目した。職長は、仕事の中身、スピード、量を監督し、仕事を相互に関係づける。職長の職務は、技術全般の状況に精通し、工場のある生産工程と他の生産工程が要求するものや結果とを上手く配分する腕前にある。コモنزは、ヴェブレンのこの視点が管理の過程 (managerial process) であり、これは「効率性」(“efficiency”) のことである、と主張する。効率性は原因と結果についての概念である。この点でコモنزはヴェブレンに同意する。効率性は、職長や技術者、監督が意図的に行うコントロールに依存するからである。所

27) Veblen, T., *The Instinct of Workmanship*, p. 7. [『ヴェブレン 経済的文明論』7, 8 ページ。]

28) コモنزはヴェブレンの製作本能を次のように説明する。

製作本能は技術を提供する。裁判では、法に合った手続きや法の専門的解釈をもたらす。産業面では、生産過程と労働力の組織化をもたらす。営利を目指す企業家 (businessman) も製作本能を発揮し、利益を得るために市場を操作し、消費者の需要を操作する。製作本能は、他の本能に対し補助をする本能である。コモنزはヴェブレンの『製作本能論』を引用し、製作本能は、「実際に役立つ方策や、方法や手段、効率と節約への工夫や考案、熟練、創造的な仕事、そして事実を手際よく取り扱う精通した知識に関連している。製作本能は、労を惜しまない性癖である」(Ibid., p. 33. [『ヴェブレン 経済的文明論』28 ページ。]) と説明する。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 661.

29) Veblen, T., *op. cit.*, p. 29. [前掲訳書, 25 ページ。]

与の物的生産設備が「資本財」としてどれほど有効かを評価する決め手となるのは、この「効率性」である。

コモンズに従えば、これは「目的」である。ヴェブレンがいう物的資本とは、モノの量ではない。それは「支配的思考習慣」(prevalent habit of thought) が指導して、有用性を変化させて行く過程である (p. 661)。素材としての物的財産は変化を起こさない。人間という主体の側が変化を起こす。資本とは、過去の労働が蓄えられた所産というものではない。資本とは、職長が指導する生産のための知識や経験からなるゴーイング・プラントである。

ヴェブレンから見れば、A. スミス (Adam Smith) の財産概念は、機械過程以前の手工業の時代の小規模な取引からなる体制の下でのものであった<sup>30)</sup>。この体制のもとでは、職人 (workman) は、親方として生産し、自分の生産物を販売することもあれば、商人が商品の需給の変化を上手く利用して利潤を手に入れることもあった。しかし現代においてはビジネスの基礎をなす財産は、投資であり、商品ではない。現代のビジネスが問題とする「財産とは、期待収益力を貨幣で資本化したものである」(p. 663)。

ヴェブレンは現代を機械過程の時代とした。この機械過程は国民全体を巻き込み、ここでの

手順は体系だった知識に基づいている。だから機械過程というものは、単なる機械の集合体以上の意味がある。機械過程とはそれだけで成立するものではなく、産業全体が協調することで成り立つものである<sup>31)</sup>。それゆえに機械過程の任に当たるのは、本来、技術者であって、資本家ではない。

しかし機械過程を調整する過程で攪乱が生じる。ヴェブレンは、ここに企業家 (business man) が登場する、と主張する。企業家による調整は、コモンズの用語法では営利取引 (business transaction) である。産業間の調整は、金銭単位に還元される。企業家の関心対象は、産業設備としての「プラント」(plant) にあるのではない。金銭的「資産」(pecuniary "assets") としての生産設備である「プラント」にある。企業家にとって「投資」が意味するのは、金銭の取引 (pecuniary transaction) である。この取引が「目指すのは、価値と所有権という観点から見た金銭的利得である。企業家が自分の利得を実現するために発揮するのは、社会にとって役立つ技量であるワークマンシップ (workmanship) ではない。発揮されるのは、社会にとっては無用な営利であるビジネス (business) である」(p. 663)。

コモンズに従えば、この相違は有形資産と無形資産の違いから生じる。「有形資産」とは、「金銭面でも有益な資本財」であり、「使用価値」を生産する。「無形資産」とは、「富が有する非物質的特徴 (immaterial items) である。それは

30) コモンズに従えば、アダム・スミスは、恩恵をもたらす〔神の〕「見えざる手」のなかに「交換性向」(propensity to truck) を見出した。しかしヴェブレンは、これを「何かをただで得る」ために、生産の技術過程 (technical process) を乱すもの、と見做した。このためスミスのそれは「悪意を有した〔見えざる〕手」(malignant hand) とされた。ヴェブレンがスミスの「交換性向」のなかに見たものは、「金銭的本能」(pecuniary instinct) である。この金銭を追求する本能は財産と結びつく。この財産は資本となる。かくして資本家には、自分の資本を乱用する権利が備わる。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 662.

31) コモンズはヴェブレンの「機械過程」を次のように要約する。

機械過程では、「単一の生産工場の中での調整だけでなく、工場間での調整、産業間での調整がなされなければならない。原材料や生産設備の尺度をはじめ、大きさ、形状、等級、測定の仕方まで標準化される。もちろん商品やサービスだけに限らず、時間や場所、環境までもが標準化される」。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 663.

有形のモノではないが、所有の対象となり、その所有から引き出される利得を評価することで資本化され、価値が測られる〔認定された〕事実である」(p. 663)。無形資産は、単に社会的物的生産設備を所有しているという事実によって、資本家が事実上その所有者となる。このため技術者や労働者(workmen)が体现する技術や能力に基づく方法や手段のすべての知識も、資本家の所有権に含まれる。資本家のこの所有権は、労働者の技術力を使用する権利だけでなく、「乱用する権利もあれば、利用しない権利もあるし、さらには妨害する権利までも」<sup>32)</sup>が含まれる(p. 664)<sup>33)</sup>。

だから社会にとって有害なことも、有益なものと同様に金銭的利得を産み出すので、資本化の対象となる。無形資産を資本化したものが、「営業権」や「のれん」であり、ヴェブレンが“good-will”と呼んだものである。これは、事業に格差利益を与える<sup>34)</sup>。無形資産は、その所有者に貨幣的価値しかもたらさない。

#### Ⅳ ヴェブレンの「のれん」

##### 1 ヴェブレンの「産業的職業」と「金銭的職業」

コモنزは、有形資産と無形資産の本質的違いを究明する。そこからヴェブレンの「産業」

と「企業」の概念を引き出す。順次コモنزの主張を追って行こう。

コモنزによれば、有形資産とは、社会の熟達した生産技術を資本化したもの、つまり生産過程を資本化したものである。これに対し無形資産とは、供給量をちょっと変えることで産み出される生産者側と市場側との間での調整や誤調整から得られる金銭的利得を資本化したものである。無形資産は、富を生産するものではない。富の分配に影響を与えるに過ぎない。無形資産は、取得を達成する手段であり、取得の過程である(p. 664)。だから無形資産とは、営利企業が現行価格に満足できなければ、供給を制限しコントロールする力から産み出される金銭的特権である。従って効率的生産とは正しく反対のものである(p. 665)。

コモنزに従えば、このことからヴェブレンの「産業的職業」と「金銭的職業」の区別が生じる<sup>35)</sup>。コモنزのヴェブレン解釈を追ってみよう。

近年、営利を仕事とする金銭的職業と、機械過程の仕事に従事する産業的職業との相違が明らかになってきた。これは企業と産業との顕著な相違である。企業とは供給を制限する力であり、産業とは供給を増大させる力である。「産業の将帥」(captain of industry)となった企業家(entrepreneur)が第一に関心を持つのは、交換価値という売買に伴う市場価値である。生産を行う機械過程への関心は、間接的にしか持っていない。つまりそのような企業家は、生産や消費には係わらない。分配と交換に係わっている。これは所有権の制度に係わる。だから生産的活動ではないし、産業的活動でもない。私有財産が果たす機能は、供給を制限する力である。

産業は、営利ビジネスがきっちりと調整する。

32) Veblen, T., “On the Nature of Capital”, in *The Place of Science*, p. 354.

33) こうした所有権の「乱用」の例としては、生産を故意に停止する権利をはじめ、正当な金額を超えて相手の負担限度一杯まで料金を課す権利や、競争相手を妨害する権利などがある。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p. 664.

34) ヴェブレンによれば、“good-will”とは本来、「顧客側が〔取引相手に〕抱く信頼と高い評価という好意的感情である。……これに加え〔“good-will”は〕独占や営利事業体を結合する際に効力を発揮する特別な優位性」(Veblen, T., “On the Nature of Capital,” in *The Place of Science*, p. 363.)を当該企業に与える。

35) Veblen, T., “Industrial and Pecuniary Employment,” in *The Place of Science*, pp. 279-323.

所有権は、富を自由に支配できる。企業家 (business man) は、何をどれくらい生産するかを決定する。企業家が狙っているのは、生産や有用性ではなく、販売可能性である。企業家は、通常、利得を手に入れるため、産業を攪乱したり、活性化させたりする。ヴェブレンが主張するように、金銭的職業が得るものは、生産を妨害し、制限する力から引き出される。これは所有権の制度が与えるものである。これに対し産業的職業が得るものは、生産を増大することから生じる。これは製作本能が与えるものである。

金銭的利得とは、ヴェブレンが既得権益 (vested interest) と命名したものである。既得権益とは、ただで何かを得ることができる権利であり、この権利は市場で売買の対象とされる。既得権益は、非物質的富であり、無形資産 (intangible assets) である。供給を制限したり、取引を妨害したり、けばけばしい広告をしたりする。こうしたものは営利企業が産み出したものである。これら3つは、販売術の仕組みであり、製作本能の仕組みではない。既得権益は法が認めた明白な不労所得であり、何も支払わずにただで得た所得である (p. 666)。

ヴェブレンが取り扱う現代の営利企業家 (businessman) は、貨幣を獲得すること、株式や債券、銀行小切手などの法定有価証券を獲得するのに熱中している。こうした法定証書は、所有権の証<sup>あかし</sup>であり、交換過程で商品や労働を支配する能力 (capacity) がある。だからこの種の法定証書には、商品供給をコントロールできる力がある。古くは、親方職人や商人が既に生産した商品の現物を市場に持ち込んでいた。だが現代の無形財産とは、その時点では生産されていないモノについての法的権利であり、請求権である。この権利に基づく無形財産の力を使えば、営利企業は商品供給を制限し高値を維持できるし、労働需要を抑制して賃金を低水準に据え置くことができる。かくして格差

利益がもたらされ、期待収益が実現できる。だから「ヴェブレンが論じる無形財産とは、市場取引で格差利益を請求する請求権である」(p. 667)。従って生産を行う機械過程に基礎を置く必要もなく、所有権にもっぱら依拠しており、供給をコントロールするに過ぎない。

コモンズは、上述したヴェブレンの所説が連邦最高裁判所の判決と同様な区別である、と指摘する。ヴェブレンは裁判所が示したように、所有権と資本の定義を、有体財産 (corporeal property) から期待収益力へと拡張している。この期待収益力の売買が、「販売可能な資本取引」<sup>36)</sup> (“Traffic in Vendible Capital”) の中身である。ヴェブレンはこの「販売可能な資本取引」を、物的資本と関係しない貨幣で価値を測った資金としての資本であるとする。現在の資本化の基本原理は、ゴーイング・コンサーンとしての企業の収益力に基づいている。だから資本化する際の核となるのは、生産設備の再建費用だけではなく、事業体が持っている「のれん」とも呼ばれる “good-will” である。

この「のれん」は、現代のビジネスの手法が要求する内容に合うように、さまざまな項目を含むようにその意味内容が拡張されてきた。「のれん」は多様な項目を含む<sup>37)</sup> が、そのいずれにも多分に共通するのが「無形資産」であるという点である。これは社会には何らの益もなさないが、その所有者には有益なものである (p. 667)。

## 2 現代の所有権

ヴェブレンの「のれん」が意味する内容を考えれば、「所有権」とは一体何かが改めて問われる。そこでコモンズは、「所有権」の実態を究明する。

初期の親方職人は、自分で生産手段を所有し

36) Veblen, T., “On the Nature of Capital,” in *The Place of Science*, p. 380.

ていた。現代の企業家は、自分で物理的な意味で生産施設を所有はしているが、生産技術という非物質的財産とは切り離されている。この時、企業家が「販売可能な資本」を所有しているとは、どのような意味なのかを、コモンズは探求する。

所有権の対象は、物理的有形なものに限定される訳ではない。ヴェブレンが論じるように、有体財に対する所有権の概念に基づけば、企業家が労働者を所有している、というおかしいことになる。しかし無形資本を所有していれば、労働者を所有していることになる。これはゴーイング・プラントに備わる生産組織を所有している、という意味での所有である (p. 668)。

コモンズによれば、ヴェブレンは「所有権」について次のように考えた。所有権は、独占資本 (big business) 段階で、新しい様相を持った。それは、物的財貨の供給を制限する (withhold), という力である。製作 (workmanship) は供給を増大させるが、所有権 (ownership) は供給を差し止めて制限する。だから所有権の力を使えば、思いのままに産業をストップさせることができる。所有権の保持者は、生産者側に対しても、労働者側に対しても、自分に都合よく折り合いをつけることができる。所有物を使用する「許可」が、売買可能な対象となる。信

用システムの観点から見れば、株式、債券、社債、預金等と呼ばれる。それらは、使用許可の期待収益力に対する法的請求権からなる資金であり、ヴェブレンはこれを「貸付資金」(loan fund) と呼んだ。それらは格差利益を生む「のれん」として認識されている無形資産である。

この格差利益は、何も生産していない。これは富の移転である。ヴェブレンは、格差利益の原理を進展させた。これは「ただで何かを得る」力である。コモンズは、ここに管理取引と売買取引の萌芽が見て取れると主張し、「取引論」へと論点を向かわせる。

## V 管理取引と時間概念

### 1 ヴェブレンの製作本能と管理取引

コモンズは、ヴェブレンの製作本能の展開過程が「適正さ」をめぐる管理取引と売買取引の展開に還元できる、と主張する。

コモンズは、管理取引と売買取引<sup>38)</sup>を次のように説明する。「管理取引は、法の上位者が法的下位者に対しての関係から生じる。その心理的関係を法律の観点からいえば、命令と服従の関係となる。これに対し売買取引は、法的に平等な立場の人で作られた関係から生じる。その心理的関係は、説得と強制である」(p. 672)。

コモンズに従えば、ヴェブレンの製作本能は、ゴーイング・プラントを適正に管理することに相当する。またヴェブレンの金銭的取得は、連邦最高裁判所の「適正価値」に還元できる。

「ヴェブレンの製作本能は、取得本能であり、金銭の評価をする本能である」(p. 672) と、コモンズは主張する。それゆえに労働者にも企業家にも、取得本能が備わっている。ヴェブレン

37) ヴェブレンは、「のれん」(good-will) を次のように説明する。

「のれんには幅広い意味合いがあり、それらは確立されて慣習となった業務関係をはじめ、取引が正直であるという評判、一手販売権や特権、商標、銘柄、特許権、著作権、法律や秘密によって守られている特殊な生産過程の排他的使用、原材料を特定の業者から供給を受けるという排他的支配などがある。これらすべての項目は、その所有者に格差利益を与えるが、社会には一つの利益も与えない。それらは、これに関係する個人にとっての富、格差的な富だが、国富にとっては一片にも値しない。」Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise*, p. 139. [『企業の理論』111 ページ。]

38) コモンズの取引概念については、宇仁宏幸「コモンズの取引概念の形成—交渉取引と管理取引との複合性を中心に—」『進化経済学論集 第17集』進化経済学会、2013年3月、を参照されたい。

が製作本能を体現するとした技術者も、労使交渉の場では、ストライキ等を行う。技術者の製作本能でさえ、賃金等の交渉条件が満たされない場合、供給を制限する。これは、「まさにヴェブレンの金銭的動機であり、ヴェブレンがいう財産権である」(p. 672)。だから、制限する力の発揮として発現するヴェブレンの製作本能と取得本能は、程度の相違であり、労働者側と使用者側の交渉力の差に他ならない。これは程度の問題だから、適正さの問題に還元される。従って、管理取引と売買取引の適正さの問題として取り扱える。それゆえに「理想的な製作本能と〔それが〕改悪された取得本能という二つの実体 (entities) に分ける正当な理由はない」(p. 673)。

コモンズに従えば、「適正さ」の問題は、裁判所の事柄であった。しかしヴェブレンは、科学技術に基づく習慣がどのように展開して行くのかを歴史的に追跡した。このためヴェブレンは、無形財産の進化を十分に掴むことができなかった、とコモンズは主張する。「ヴェブレンは認めることがないが、無形財産の本質を見ようとすれば、のれんと特権 (good-will and privilege) に区別しなければならない。のれんとは、制限する力が適正に行使されていることである。特権とは、その力が適正に行使されていないことである」(p. 673)。この区別は、売買取引の分析をして初めて可能となる。こうした「理由は、裁判所の決定が進化するという事実、ヴェブレンが気付いていないという紛れもない事実のためである。だからヴェブレンが適正価値の概念に辿り着くことはない」(p. 673)と、コモンズは断言する。

## 2 ヴェブレンと時間概念—無形財産と無体財産の区別—

コモンズは、ヴェブレンが「無形財産」と「無形資本」に注目した点を高く評価する。さらに、ヴェブレンが経済学を均衡論から過程の理論へ

と進めたのは、正鵠を射たものであると評価する。しかしそれが不十分であった、とも主張する。というのもヴェブレンには、時間概念の区別が欠如していたからである。つまりフロー概念としての「時間の流れ」(flow of time)と、区切られた期間概念としての「時間の経過」(lapse of time)の区別である。この区別に基づいて、過程と評価の違いをはじめ、管理と売買、効率と稀少性、利潤と利子、さらにはリスクと待機 (waiting)、無形財産と無体財産の違いが認識される。このためヴェブレンは、無形財産と無体財産を区別できなかった、とコモンズは主張する。

無体財産も無形財産も共に販売可能な資本である。しかしコモンズに従えば、「無体財産とは、待機することであり、負債が支払われるまで待つことである。一方、無形財産とは、将来の取引から利潤が得られるであろうという期待である」(p. 674)。つまり無形財産とは収益があがる取引が繰り返されるという期待である。無体財産とは、権利を行使して同様な義務を強要することから引き出される所得を期待することである。

そこでコモンズは次のように主張する。ヴェブレンは、均衡の代わりに変化を経済学に導入した。「ヴェブレンは、時間を経済学の本質的要因にした。しかし変化と待機の違いを見付けることはできなかった」(p. 676)。ヴェブレンは、無形財産と無体財産を同一視してしまった。つまり待機を排除し、リスクのみに関心を払うに至った。ヴェブレンは「負債という無体財産を自分の体系から排除した」(p. 676)。このため利子率を操作して、負債という無体財産をコントロールする、というマクロの視点に立って金融政策を唱えることはなかった。

コモンズはヴェブレンの貢献を次のようにまとめる。ヴェブレンは、物質と無形財産という問題を提示した。これは、取引、ゴーイング・コンサーン、物価の安定化、適正価値というコ

モンズの用語に還元できる。ここで問題となるのは所有権の評価である。適正価値の理論が理解されれば、ヴェブレンの搾取の理論もこれに還元される。「だから科学なのである。ここでの科学とは、ヴェブレンが物理学を意味したものではない。そうではなく、人間がどのように意思を活動させるかを研究する、という意味での科学なのである」(p. 677)。

以上がコモنزのヴェブレン論の骨子である。

## Ⅵ コモンズのヴェブレン論

これまでコモنزの所説に沿って、その主張を追ってきた。ここから見出せるのは、コモنزが独占段階に到達したアメリカ資本主義分析として、ヴェブレンの無形財産、無形資本の取り扱いを高く評価している点である。加えてコモنزは、ヴェブレン経済学の中核とも思える製作本能を分析し、これを「理想的な製作本能と〔それが〕改悪された取得本能」(p. 673)と把握した。つまりヴェブレンの経済学は、「製作本能」と、これに対立する「取得本能」ないし「略奪本能」の二元論的構造ではなく、適正さの問題と看做されている。これは、ヴェブレン自身の表現を使えば、製作本能とその自己汚染の展開過程である<sup>39)</sup>。このコモنزの取扱いは、ヴェブレンの経済学に矛盾の展開過程として、弁証法的色彩が含まれていることを示唆しているかのように受け取れる。この点のコモンズの論理は傾聴すべき点である。

しかしコモنزが、ダーウィン主義の「選択」に言及し、目的論との関係を論じる段になると、必ずしもその取り扱いに首肯できるとは言えな

い場面がある。

例えばコモنزは、ヴェブレンのダーウィン主義を論じ、ヴェブレンは自然選択の論理であり、コモنزは人為選択の論理である、と主張している。この指摘は、一見すると両者の相違を示しているようにも思える論点である。しかしコモنزは、ヴェブレンの製作本能へ言及し、ヴェブレンの選択が人為選択に近いものであると論じる。またヴェブレンのダーウィン主義は目的論の排除を主張しているにもかかわらず、製作本能に沿って選択が行われているので、これを目的論的である、とコモنزは論じる。このようなコモنزの論法は、短期の過程と長期の過程とを同列に論じているように思われる。

ヴェブレンの製作本能に従う「選択」が、短期においては合目的な選択であることは、コモنزの指摘した通りである。しかしこうした選択が累積過程を経ると、初期の選択とは食い違う「意図せざる結果」を引き起こすことになる。これがヴェブレンの論じるダーウィン主義に基づく目的論の排除ではないのか<sup>40)</sup>。この点でコモنزの議論は、ヴェブレンの意図を汲んでいるとはいえない。

コモنزは、裁判所の判例に依拠することで、経済学をヴェブレンが主張する「事実に基づく」科学に値するものにできると主張する。この裁判所の判決は、公共目的に適うように目的論的な選択を積み重ねているものである。これがコ

39) ヴェブレンの「自己汚染」については、Veblen, T., *The Instinct of Workmanship*, pp. 38-102. [『ヴェブレン 経済的文明論』34-87 ページ。]を参照されたい。

40) ヴェブレンの変化の概念が、「無目的論的な変化」であることについては、Hamilton, David, *Evolutionary Economics: A Study of Change in Economic Thought*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1970. [佐々木晃監訳『進化論的経済学—経済思想における変化の研究—』多賀出版, 1985年。], および拙稿「デイヴィッド・ハミルトンの進化論的経済学について—古典派経済学との対比において—」『日本大学経済学部経済科学研究所紀要』第3号, 1978年, 133-145 ページ, を参照されたい。

モンズの「適正価値の理論」へと展開する。

しかしヴェブレンは、コモンズが主張する「適正価値の理論」に到達することはなかった (p. 673)。これは、ヴェブレンが裁判所の判決に注意しなかったためとされる。

では、何故ヴェブレンはコモンズのように裁判所の判決に注目しなかったのであろうか。これは、ヴェブレンが見た独占段階に到達したアメリカ資本主義の様相と、コモンズが見たそれとは異なっていたからである。ヴェブレンが見たのは、19世紀末から20世紀初頭にかけてのアメリカ資本主義であった。この時代の独占資本は、まさに資本家の勝手し放題ともいえる状況であった。しかしコモンズが見たそれは、独占資本に法の網が掛かり、裁判所による規制が進行し始めていた。裁判所の判断基準は、公共目的に適った「適正価値」であった。まさに「適正価値の理論」の構築は、喫緊の課題であった。これが、コモンズに法と経済学を結びつけさせた所以である。

コモンズは、こうした時代の状況を踏まえ、自身の「適正価値の理論」を構築して行った。しかし、適正価値の理論は、不変のものではない。時代の状況が変化すると共に、適正価値の中身も変化して行くものである。まさに環境の変化に順応するかのように、適正価値の中身自体も変化し、進化して行くものである。

こうしたコモンズの思考は、ヴェブレンの無形財産論を介して展開されて行く。もしもコモンズの適正価値の理論が、何も媒介にせずに直接提起されたとしたら、それを理解するのは容易なことではない。そこでコモンズは、ヴェブレンを媒介にして、自説を展開する。これがコモンズの「ヴェブレン論」である。ヴェブレンとの比較を通じ、コモンズ自身の見地が語られている。それゆえに、コモンズの意図は、ヴェブレンを批判することではなく、ヴェブレン以降のアメリカ資本主義の展開に沿うように、経済学を進展させることにあった。この進展こそ

が、コモンズの「適正価値の理論」なのである。

コモンズの「ヴェブレン論」は、以上のように捉えることができる。これは、ヴェブレン以降のアメリカ制度派経済学の展開を、アメリカ資本主義の変質に対応した「進化過程」としても捉えられることを示している。従って、コモンズの「ヴェブレン論」は、ヴェブレンからコモンズへと制度派経済学が進化して行く過程を把握する上でも、未だに研究の対象となり、更なる掘り下げが求められる所以でもある。

### 主要参考文献一覧

- Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Macmillan Company, 1934.
- Dorfman, Joseph, *Thorstein Veblen and his America*, Augustus M. Kelley Publishers, 1972. [八木甫訳『ヴェブレン—その人と時代』ホルト・サウンダース・ジャパン, 1985年]。
- Gambbs, John S., *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional Economics*, Westport, Connecticut, Greenwood Press, Publishers, 1976, original 1946. [佐々木見監訳『需給を超えて—制度派経済学の再評価—』多賀出版, 1988年]。
- Hamilton, David *Evolutionary Economics: A Study of Change in Economic Thought*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1970. [佐々木見監訳『進化論的経済学—経済思想における変化の研究—』多賀出版, 1985年]。
- Mitchell, Wesley C., *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, ed. by Joseph Dorfman, Vol. II, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969.
- Veblen, Thorstein, *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays*, New York, Russell & Russell, 1919.
- , *The Theory of Business Enterprise*, Augustus M. Kelley Publishers, Clifton, 1973, original 1904. [小原敬士訳『企業の理論』勁草書房, 1965年]。
- , *The Instinct of Workmanship: And the State of the Industrial Arts*, New York, Augustus M. Kelley, Booksellers, 1964, original 1914. [松尾博訳『ヴェブレン 経済的文明論—職人技術能と産業技術の発展—』ミネルヴァ書房, 1997年]。

宇仁宏幸「コモنزの取引概念の形成—交渉取引と管理取引との複合性を中心に—」『進化経済学論集 第 17 集』進化経済学会, 2013 年 3 月。

田中敏弘「W. C. ミッチェルによる制度主義経済学史について」『経済学論究』関西学院大学経済学部研究会, 第 66 巻第 3 号, 2012 年 12 月, 1-32 ページ。

拙稿「デイヴィッド・ハミルトンの進化論的経済学について—古典派経済学との対比において—」『日本大学経済学部経済科学研究所 紀要』第 3 号, 1978 年, 133-145 ページ。

拙稿「T. ヴェブレンの文化概念—M. ワトキンスの所説を中心として—」『経済集志』（日本大学経済学部創設 80 周年記念論文集）日本大学経済学部, 第 54 巻第 3 号, 1984 年, 135-148 ページ。

拙稿「ソースタイン・ヴェブレンの進化論的経済学の継承—M. ラザフォードの所説にそって—」『経済集志』日本大学経済学部, 第 71 巻第 3 号, 2001 年, 545-564 ページ。

藻利重隆『経営学の基礎〔新訂版〕』東京森山書店, 1973 年。